

土砂災害緊急調査細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第21条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(組 織)

第2条 会長は、「土砂災害緊急対応委員会」（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員会の構成は、次の通りとする。

- (1) 委員長（会長兼務）
- (2) 副委員長（副会長兼務）
- (3) 委員

3 委員は、専務理事、すべての支部長および部長とする。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の職務)

第3条 委員会の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害発生時における緊急調査団派遣等の緊急対応に関する事項の決定
- (2) 災害発生に備えた事前の調査団員候補者リストの作成
- (3) 他の学協会との合同調査等に関連する事項
- (4) 調査団長及び調査団員の委嘱、並びに関係機関への調査団受け入れ及び調査に対する協力要請
- (5) その他、委員長が必要と認めた事項

(調査団派遣の決定)

第4条 委員会は、災害が発生した場合、直ちに調査団を派遣すべきか否かを決定する。この際、地すべり等の斜面災害の緊急性に鑑み、委員のいずれかの意思決定で派遣できるものとする。ただし、この場合、事前若しくは事後に可及的速やかに委員長の承認を得なければならない。

2 海外の災害に対しては、海外委員会が対象国の事情に詳しい関係者および国際部と連携して情報収集し、調査団長の候補者、現地に対応してもらえる機関等について検討するとともに、調査団を派遣すべきか否かを決定する。その際、対象国の政情不安等により調査団員の安全性の確保が困難な地域への派遣は避けるものとする。

(調査団の構成及び結成)

第5条 委員会は、第3条第2項に基づき事前に作成された調査団員候補者リストの中から団長を選任し、団長就任を要請する。団長は、委員会と調整の上、調査団員候補者リストの中から調査団員を選出し調査団への参加を要請する。但し、団長は、当該リストに含まれていないものの調査対象とする災害及び地域に詳しい者に調査団への参加を要請することができる。

2 調査団長及び調査団員の委嘱は、前項の要請をもって委嘱とみなす。

(安全に関わる事項)

第6条 調査団員は災害調査には危険が伴うことを了解し、学会の責任ではなく個人で安全管理を行うという前提で調査に当たるものとする。

2 傷害保険の加入に要する費用は、学会が負担することを原則とする。

(調査結果の報告)

第7条 調査団は、学会の広報担当者と連携して、調査結果の概要を学会ホームページに随時掲載する。また、調査の途中や終了後に学会員および社会に対する報告会を開催するとともに、その概要を学会誌で報告する。

附則

この細則は、平成19年11月30日に新規制定したもので、平成19年11月30日から施行する。

附則(平成23年8月30日理事会議決)

この変更細則(第8条追加)は、平成23年8月30日から施行する。

附則(平成24年8月28日理事会議決)

この細則は、平成24年8月28日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則(平成27年5月15日理事会議決)

この変更細則は、平成27年5月15日から施行する。